

- ①法令および保険約款に定められた処置をとること。
- ②事故に関して不利益な協定をしないこと。
- ③証拠の保全をすること。

2 お客様は当社または保険会社が事故の処理をなした場合は、その結果について、一切当社に異議を申立てないものとします。

第15条. 第三者に対する損害賠償

次の各号に定める損害が生じたときは、お客様は、これを引受けて賠償するものとし、また当社が、リース自動車の賃貸人または所有者であることを理由に直接損害を賠償した場合はお客様は、当社の請求がおり次第、直ちにその賠償額および問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を当社に支払うものとし、

- ①お客様によるリース自動車の使用・保管を超過したまたは物的損害(盗難にあったリース自動車により引起こされた事故による人的または物的損害を含む)が発生した場合。
- ②お客様が本契約に違反したことにより、当社に損害(当社が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第16条. 自動車の滅失・毀損・契約の終了

- 1 第2条第1項に定められたリース自動車の引渡から、その返還までの盗難、火災、天変地異その他お客様・当社いずれの責にも帰さない事由によって生じたリース自動車の滅失、毀損等の一切の危険と費用はすべてお客様が負担するものとし、当社が当該費用の支払を行った場合は、お客様は当社の請求がおり次第直ちに当社に支払うものとします。
- 2 お客様は詐欺、盗難その他の事由により、リース自動車の占有を失ったときは、速やかに盗難届または紛失届を所轄の警察署に提出するものとします。
- 3 リース自動車を詐欺もしくは盗難され、又はリース自動車が滅失、もしくはリース自動車が毀損、損傷して修理が不能となったときは、当社は、お客様に通知して、本契約を終了させることができます。この場合、お客様は、25条に基づき、規定損害金を直ちに当社に支払うものとし、お客様が当該規定損害金を支払ったときに本契約は終了するものとします。
- 4 お客様は、第11条第5項により、当社がリース自動車の滅失・毀損に関し保険金を受領した場合、期限の到来にかかわらず、当社の受取金額を限度としてお客様の当社に対するどの債務に充当しても異議のないものとします。
- 5 前項の場合において、当社が受領した保険金受取額が、お客様の当社に対する債務を超過する場合はその超過分を当社はお客様に返還するものとし、不足する場合は不足分をお客様に当社に支払うものとします。

第17条. 権利の移転等

- 1 当社は、本契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来ます。
- 2 当社は、リース自動車の所有権を本契約に基づく当社の地位とともに第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来るものとし、お客様は、これについて予め承諾します

第18条. 費用の変動および追加

お客様および当社は、次の各号の事由によりリース支払額に含まれる費用の増減が生じた場合は、当社の判断によりその差額を精算するものとし、その支払方法については当社の定めによるものとします。

- ①公租公課および自動車損害賠償責任保険料の変更に伴い生じた場合。
 - ②法令により費用等が生じた場合。
- お客様は、お客様の申し出によるリース自動車の仕様変更等に伴う整備、部品交換、交換などによりリース料の増加または追加が生じた場合は、当該増加または追加した費用を負担するものとし、その支払方法については、当社の定めによるものとします。
- お客様および当社は、自動車任意保険料の割引率および対増率の変動による保険料の過不足については、精算しないものとします。

第19条. 期限の利益喪失

お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、お客様は当然に本契約から生じる一切の債務について期限の利益を喪失し、お客様は当社に対して、その時点においてお客様が負担する債務を直ちに一括して弁済しなければならぬものとし、

- ①お客様が1回でもリース支払額の支払を遅延したとき。
 - ②リース自動車について著しい破損・滅失(天変地異等の不可抗力によるものを含む)、当社の責めに帰すべき事由に起因して生じたものを除く)、盗難、紛失、被詐欺等の事故を生じたとき、または当社に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。
 - ③お客様について下記に掲げる事由の1が生じたとき。
- イ 手形・小切手(当社以外の第三者に対して振出したものを含む)を不渡りにしたとき。
- ロ 支払停止・公租公課の滞納または仮差押・仮処分・保全処分・強制執行・競売等の申立てを受けたとき。
- ハ 特別清算・破産・民事再生・会社更生手続きの申立てがあったとき、あるいは、負債整理のため特定調停の申立てもしくは私的整理(任意整理)に入ったとき。
- ニ 監査官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止もしくは廃止したとき。
- ホ 事業譲渡または会社分割等の決議をしたとき。
- ヘ 解散の決議をしたとき。
- ト 後見開始もしくは補佐開始の審判を受けたとき、または逃亡・失踪もしくは刑事上の訴訟を受けたとき。
- チ 死亡したとき。
- リ 経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- 又、第1条第5項に定める取引時確認において虚偽申告がなされていたと当社が判断するとき。
- ④連帯保証人について前号に掲げる事由の1が生じ、お客様が当社の認める新たな連帯保証人を立てる旨の要求に従わないとき。
 - ⑤お客様に第9条(禁止行為)の各号の一つにでも該当する事由が生じたとき
 - ⑥お客様が本契約の条項または当社との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき。
 - ⑦お客様が本契約以外の当社に対する債務の支払を怠ったとき。
 - ⑧第4条2項に基づきリース期間が満了したとき。

第20条. リース自動車の預かり

- 1 お客様に前条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合、または連帯保証人が前条第3号の一つに該当した場合、お客様は、当社の請求があった時は、直ちにリース自動車を当社または当社の指定する者に引渡すものとします。

第21条. 約定による解除

- 1 当社は、お客様に第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除することが出来るものとします。
- 2 前項により、本契約がリース期間開始前に解除されたときは、お客様は、契約にきまれる費用、リース自動車の処分損等、当社が被った損害を賠償するものとします。
- 3 第1項により、本契約がリース期間開始後に解除されたときは、お客様は当社に対し、第25条に定める規定損害金およびリース支払額を直ちに現金一括して支払うものとします。

第22条. リース自動車の返還時の処置

- 1 リース期間が満了したとき、または本契約が解除されたとき、お客様は直ちにリース自動車を当社に返還しなければなりません。なお、当社は返還を受けたリース自動車を自由に処分できるものとします。
- 2 お客様はリース自動車を第9条で当社に帰属したものを除き、お客様の費用負担で原状に回復のメーパージョーションシステム、その他情報機器に記録された情報を含むいたうで当社の指定する場所に返還するものとし、当社が返還を受け、または当社が引き揚げたリース自動車に装着された機器等がある場合、または車内に残置物がある場合、当社は、当該機器等および残置物を悉くしてリース自動車を引取り、これを任意に処分できるものとし、この場合、お客様は当社に対し、当該機器等および残置物の返還、または損害賠償等の請求を一切しないものとします。
- 3 お客様が第1項の取決め反してリース自動車を返還しないときは、当社自らリース自動車を引取ることができるとします。
- 4 お客様は、下記に掲げる費用等があるときには、これを当社に支払うものとします。
 - ①リース自動車の返還が遅延したときは、契約終了日の翌日からリース自動車返還までの間の第5条所定のリース支払額1ヶ月未満は1ヶ月として計算)。
 - ②返還されたリース自動車が第2条の引渡時の状態と異なるときは、その原状回復に必要な費用。
 - ③お客様所有の機器等または車内の残置物の処分に伴った費用。
 - ④お客様が当社の指定する場所にリース自動車を返還できない場合において、当社が、リース自動車を当該指定場所まで搬送するのに要した費用。
- 5 当社は、返還を受けたリース自動車を査定する場合、一般財団法人日本自動車査定協会による査定又はその他公正な方法によって評価するものとし、査定料等リース自動車の評価に要する費用はお客様が負担するものとします。
- 6 お客様が普通送達又は投函郵便自動車運送事業法による自動車運送事業者であるときは、第1項に基づき返還されたリース自動車について、当社が抹消、移籍又は変更登録を申請出来るように、お客様は直ちに道路運送法もしくは貨物自動車運送事業法に定める事業計画の変更または事業廃止の申請を行うものとし、

第23条. 契約走行距離など

- 1 お客様・当社双方は第5条のリース料が、表記(12)記載の契約走行距離を前提に決定されたものであることを確認するものとします。
- 2 リース自動車が返還されたとき、お客様が表記(12)記載の契約走行距離に経過した期間月数を乗じた距離を超えてリース自動車を運行している場合には、お客様は表記(13)記載の超過走行料をリース自動車返還時に直ちに当社に支払うものとし、

第24条. 規定損害金等

- 1 本契約が解除されたときは、お客様は表記(15)記載の規定損害金および解除までに既に支払日即将到来している未払リース支払額を、直ちに当社に支払わなければなりません。ただし、リース自動車が返還されたときは、第23条による評価額を、また第11条により当社が車両保険金を受領したときはその額を控除するものとします。
- 2 規定損害金の計算方法は次のとおりとします。
 - ①(均等払いのとき) 基本額ー減額月額×経過月数
 - ②(不均等払いのとき) 基本額ー減額基本額×経過リース料÷リース料総額
- 3 前項とは別に、解除に際し費用が発生した場合は、発生した全ての費用をお客様が負担するものとします。
- 4 第2項の経過月数とはリース期間開始の日からリース契約が解除された日までの期間の月数とし、経過リース料とは、リース期間開始の日からリース契約が解除された日までに発生したリース料とします。

第25条. 権利保全

当社が本契約による自らの権利を守り回復するため、または第三者より異議申請の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとった場合には、お客様は、当社が支払った全ての費用を負担するものとします。

第26条. 再リース

お客様がリース期間満了2ヶ月前までに当社に対し再リースの申込みをした場合には、お客様当社協議のうえリース自動車について新たなリース契約を締結できるものとしその契約内容は別途定めるものとします。

第27条. 遅延損害金

お客様が本契約に基づく債務(リース支払額債務、規定損害金支払債務等)の支払を怠ったとき、または当社がお客様のために費用の立替払いをしたときは、お客様は、支払うべき期日または立替払日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年利14.6%の割合(1年は365日とする)による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第28条. 確約事項

- 1 お客様および連帯保証人は、本契約の締結日において、お客様(これら)の役員および従業員を含む、以下、本条において同じ。)が次のいずれにも該当しないことを確約し、本契約の存続期間中、次のいずれにも該当しないことを確約します。
 - ①暴力団、暴力団関係団体。
 - ②暴力団員、および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者。
 - ③暴力団準構成員
 - ④組合員等、社会運動等標榜口または特殊知能集団等。
 - ⑤前各号の共生者。
 - ⑥その他、前各号に準ずる者。
- 2 お客様は如何なる場合でも、お客様が暴力団等反社会的勢力ではないことに関する当社による調査に協力し、当社が必要とする場合、当該調査に必要な情報を提供し、また調査のために当社がお客様および連帯保証人の情報(個人情報を含む)がこれに開かない)を第三者に提供することに、お客様は異議なく同意します。
- 3 お客様は、当社に対し、自ら、または第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③詐欺、暴力的行為または脅迫的言辭の使用等。
 - ④風説を流布し偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する等の行為。
 - ⑤自らが反社会的勢力(第1項各号に定める者)をいう、(以下同じ。)である旨、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える行為。
 - ⑥その他、前各号に準ずる行為。
- 4 お客様が本条の各号に違反したときは、第20条第1項第6号に該当するものとし、これによりお客様および連帯保証人に損害が生じた場合にも当社は何らの責任も負いません。

第29条. 特約事項

表記(16)記載の特約事項は、本契約の一部であり、他の契約条項に抵触する場合はこの特約事項が優先するものとします。

第30条. 訴訟管轄

お客様、当社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に関する一切の義務履行地を当社の本店・支店または営業所とする。また、本契約に関する争いについては当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第31条. 当社の通知あるいは意思表示

当社が第22条の解除の通知その他本契約に関する意思表示を、本契約書記載または第10条により通知を受けたお客様の住所宛に発信した場合には、その通知あるいは意思表示はお客様に到達しなかったときは、当該通知あるいは意思表示は通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第32条. 公正証書

お客様は、金銭債務不履行のとき、当社の要求に応じ、直ちに強制執行を受けても異議はない旨の認諾条項を付して本契約の趣旨に従い、公正証書にすることを承諾するものとしその費用は、お客様の負担とします。

第33条. 取り立て責任

- 1 お客様は、当社が必要に応じ、本契約に基づく債権をトヨタファイナンス株式会社またはその他の第三者に取立委任することを予め承諾するものとします。
- 2 お客様は、取立委任の事実に関する通知が、当社に代わってトヨタファイナンス株式会社またはその他の第三者からお客様に対して行われることに予め同意します。

第34条. トヨタファイナンス株式会社への譲渡担保

- 1 お客様は、当社が必要に応じ、本契約に基づく債権をトヨタファイナンス株式会社へ譲渡担保に供することを予め承諾するものとします。
- 2 お客様は、譲渡担保の事実に関する通知が、当社に代わってトヨタファイナンス株式会社からお客様に対して行われることに予め同意します。